平成１９年（フ）第８０号
岐阜県美濃加茂市牧野1098番地の２
破産者　有限会社スズワ
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第４４号
愛知県一宮市本町３丁目３番１号
破産者　株式会社ハヤシマン
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１１４号
愛知県一宮市千秋町浮野字畔添４番地
破産者　有限会社友翔
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１５４号
島根県八束郡東出雲町大字出雲郷825番地２
破産者　福島　京司
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９３３号
高知市入明町13番12号
破産者　有限会社川村建設
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目７番７号
破産者　小梅枝みどり
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３９３号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1334番地
破産者　矢野　　強
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３９４号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1334番地
破産者　矢野ふさ江
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２１２号
静岡県伊豆市八木沢1393番地の１
破産者　澤出　文雄
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
静岡県伊豆市八木沢1393番地の１
破産者　澤出　孝子
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
静岡県富士市鮫島小須瀬戸289―２、住民票上の住所静岡県沼津市東熊堂84番地の11
コーポ谷津川ハイツ
破産者　小山　宣雄
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６２号
京都府京丹後市大宮町周枳小字朝町572番地、住民票上の住所京都府京丹後市大宮町周枳563番地の２
破産者　園　　直樹
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９５号
静岡県伊東市湯川４丁目３番９号
破産者　稲葉　　基
１　決定年月日　平成21年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２６４２号
大阪府豊中市原田中１丁目５番地32号、住民票上の住所大阪府茨木市新郡山２丁目23番201号
破産者　竿山　文夫
１　決定年月日　平成21年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１４号
大阪市中央区上本町西２―１―５―1001号、住民票上の住所福岡市博多区博多駅南３丁目２番10―805号
破産者　許富士夫こと　岡野　会成
１　決定年月日　平成21年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第１５６３号
宮城県名取市上余田字千刈田869番地の２
破産者　阿部　たけ
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第１５６４号
宮城県名取市上余田字千刈田869番地の２
破産者　阿部　久一
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１９４５号
仙台市宮城野区鶴ヶ谷５丁目23番地　都市機構鶴ヶ谷五丁目団地３号棟107
破産者　川原　東市
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７０７号
仙台市太白区袋原１丁目７番25号
破産者　須賀　　剛
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
仙台市太白区西中田１丁目22番５号　和コーポ２―Ａ
破産者　木下　好男
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８８９号
仙台市青葉区小松島２丁目19番１号　フレグランス青葉102
破産者　佐々木徹矢
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係